

# 年金制度はどう変わる？

## 所得による年金の支給停止について

年金の受給権者が再就職などにより厚生年金保険の被保険者等(※)である間は、その者の所得に応じて年金の一部又は全部の支給が停止されます。

これまで、共済年金と厚生年金では年金の支給停止の計算方法が異なっていましたが、被用者年金制度の一元化により2015年10月から厚生年金保険の計算方法に合わせることになりました。

※「厚生年金保険の被保険者等」とは、共済組合の組合員、厚生年金保険の被保険者、日本私学振興・共済事業団の加入者及び国会・地方議会議員をいいます。

### 2015年10月からの年金の支給停止額

#### ① 65歳未満の者

- ◆ 総報酬月額相当額(注1)と基本月額(注2)との合計額が28万円以下の場合

支給停止額 = 0 (全額支給)

- ◆ 総報酬月額相当額と基本月額との合計額が28万円を超える場合  
基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円以下のとき

$$\text{支給停止額} = \frac{(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円})}{2} \times 12\text{月}$$

- ◆ 基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき

$$\text{支給停止額} = \left\{ \frac{(47\text{万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円})}{2} + (\text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \right\} \times 12\text{月}$$

#### ② 65歳以上の者

- ◆ 総報酬月額相当額と基本月額との合計額が47万円以下の場合

支給停止額 = 0 (全額支給)

- ◆ 総報酬月額相当額と基本月額との合計額が47万円を超える場合

$$\text{支給停止額} = \frac{(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47\text{万円})}{2} \times 12\text{月}$$

(注1) 総報酬月額相当額…標準報酬月額と過去1年分の標準期末手当等の額の1/12の合算額

(注2) 基本月額…退職共済年金と老齢厚生年金の合算額から加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除いた額の1/12